

令和元年度宮古島市職員採用候補者試験案内

- 受付期間 令和元年7月16日(火)～令和元年7月26日(金)
- 第一次試験 令和元年9月22日(日)
- 試験会場 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設 (JTAドーム宮古島)

1. 職種、採用予定人数及び従事する業務

職 種	採用予定人数	従事する業務
1. 行政職 I 上級	若干名	市長部局、教育委員会、水道事業及び各行政委員会において、それぞれの行政事務に従事します。
2. 行政職 I 中級	若干名	
3. 行政職 I 初級	若干名	
4. 行政職 II (身体障害者対象)	若干名	
5. 心理師職	若干名	市長部局及び教育委員会において、主に専門的業務に従事します。
6. 技術職 (土木)	若干名	市長部局、教育委員会及び水道事業において、主に専門的業務に従事します。
7. 技術職 (建築)	若干名	
8. 保育士・幼稚園教諭職	若干名	市長部局及び教育委員会において、主に専門的業務に従事します。
9. 消防職	若干名	消防本部及び消防署において、消防業務・救急業務に従事します。

2. 受験資格

(1) 試験区分・受験資格

(各試験区分ごとの受験資格について全ての項目に該当すること)

試験区分	受験資格
1. 行政職Ⅰ 上級	① 平成2年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者（※1）
2. 行政職Ⅰ 中級	① 平成6年4月2日以後に出生した者 ② 最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等の資格があると認められる者（※2）（※3）
3. 行政職Ⅰ 初級	① 平成8年4月2日以後に出生した者 ② 最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者（※4）
4. 行政職Ⅱ (身体障害者対象)	① 平成2年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校又は特別支援学校高等部を卒業した者（令和2年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者 ③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 ④ 介護者なしに通勤及び職務遂行が可能なる者
5. 心理師職	① 昭和59年4月2日以後に出生したもの ② 公認心理師資格を有する者、又は令和2年3月末日までに取得見込みの者
6. 技術職（土木）	① 昭和59年4月2日以後に出生したもの ② 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有する者、又は令和2年3月末日までに取得見込みの者
7. 技術職（建築）	① 昭和59年4月2日以後に出生したもの ② 一級建築士、二級建築士、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者、又は令和2年3月末日までに取得見込みの者
8. 保育士・幼稚園教諭職	① 昭和59年4月2日以後に出生したもの ② 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方の資格を有する者、又は令和元年3月末日までに取得見込みの者
9. 消防職	① 平成2年4月2日以降に出生した者 ② 救急救命士免許を有する者（資格取得見込み不可） ③ 普通自動車運転免許取得者（AT限定免許取得者は除く） ④ 大型自動車免許取得者又は、採用後取得可能な者 ⑤ 視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、一眼がそれぞれ0.3以上、赤色・青色・黄色の色彩の識別が可能で身体が職務遂行に支障のない者

**卒業見込み、資格・免許取得見込みで受験し合格した者が、令和2年3月末日までに受験資格が
みたされなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。**

※1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で外国において4年制大学を卒業した者などになります。

※2 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号（人事院の認定に係る受験資格）第3項による者等で、次の者を含みます。

(1) 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者。

(2) 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校を卒業した者、または令和2年3月末日までに卒業見込みの者。

※3 上級行政職の受験資格を有する者は受験できません。

※4 上級行政職、中級行政職の受験資格を有する者は受験できません。

(2) 欠格事項について

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 宮古島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法及び内容

(1) 日時・試験会場

区分	日時	会場
第一次試験	令和元年9月22日(日)	宮古島市スポーツ観光交流拠点施設 (JTAドーム宮古島)
	9:20 ~ 9:45 受付	
	9:45 ~ 10:00 試験説明等	
	10:00 ~ 12:00 一般教養試験	
	13:15 ~ 専門試験 ・土木施工管理技士職 ・建築士職 ・保育士・幼稚園教諭職	
第二次試験	令和元年11月3日(日)を予定 確定した日程を第一次試験合格者 にのみ通知します。	宮古島市未来創造センター【予定】 消防職の体力試験については11月2日(土)を予定、 会場は一次試験合格者へ通知します
第三次試験	確定した日程を第二次試験合格者 にのみ通知します。	宮古島市役所平良庁舎【予定】

(2) 試験の内容

【第一次試験】

項目	試験区分	試験内容	
一般教養試験	行政職Ⅰ(上級) 心理師職	大学卒業 程度	時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文書理解、判断・ 数的推理、資料解釈に関する能 力を問う問題
	その他の職種	高校卒業 程度	
専門試験	技術職(土木)	専門知識、能力についての筆記試験	択一式(90分)
	技術職(建築)		
	保育士・幼稚園教諭職		

【第二次試験】

試験科目	試験区分	試験内容	
論文試験	全試験区分に共通	文章による表現力、考察力などの試験を行います。(原稿用紙800字程度)	90分
体力試験	消防職	握力・懸垂・上体起こし・立三段跳び・ 反復横跳び・1500m走・立位体前屈の測定を行います。	—

【第三次試験】

試験科目	試験区分	試験内容	
面接試験	全試験区分に共通	面接による試験を行います。	

4. 合格者の発表

区分	日時	方法
第一次試験 合格者発表	令和元年10月16日(水)午後3時	合格者の受験番号を宮古島市役所平良庁舎1階ロビーに掲示及び宮古島市ホームページに掲載します。また、合格者のみへ文書で通知します。 ※電話による確認には応じられません。

5. 申込書の配布及び申込方法

(1) 申込書の配布

令和元年7月8日(月)午後1時から総務部総務課窓口で配布します。

※土日・祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

※市ホームページ(<https://www.city.miyakojima.lg.jp/>)からもダウンロード出来ます。

○申込書：A4版の白紙に印刷してください。

○受験票：郵便はがきに直接印刷、またはは受験票「表」「裏」を印刷しはがきサイズの厚みのある用紙に貼り付け。

※印刷し用紙へ貼り付ける場合は、はく離を防ぐため、返送先を明記した返信用封筒を同封すること、返信用封筒へはサイズに応じた料金分の切手を貼り付けること。

例) ・三つ折りサイズ 82円 ・角形2号：A4サイズ 120円

※郵送で申込書を請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」と朱書きして140円分の切手を貼り、返送先を明記した返信用封筒(角形2号：A4サイズ)を同封のうえ、宮古島市役所総務部総務課人事研修係まで送付してください。

(2) 申込方法

①受付期間 令和元年7月16日(火)～令和元年7月26日(金)

※土日・祝祭日及び平日12時～13時を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

②受付場所 宮古島市役所 総務部総務課(3階)のみとします。

※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、**簡易書留**で宮古島市役所総務部総務課宛にお送りください。令和元年7月26日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

※申込書に不備がある場合は受付できません。

③提出書類 (1) 令和元年度宮古島市職員採用候補者試験申込書

※必ず申込書への顔写真(縦4cm×横3cm)を貼付すること。

(2) 令和元年度宮古島市職員採用候補者試験受験票(送付先の郵便番号、住所、氏名、試験区分を忘れずに記入してください。)

※印刷し用紙へ貼り付ける場合は返信用封筒も同封すること

(3) ①行政職Ⅰについて、各区分に現在在学中の者は令和2年3月末日までに卒業見込みであることを証するもの

②行政職Ⅱ(身体障害者対象)については、身体障害者手帳の写し

現在在学中の者は令和2年3月末日までに卒業見込みであることを証するもの

③心理師職については、公認心理師の資格を証するものの写し

④技術職(建築)については、建築士又は建築施工管理技士の資格を証するものの写し

⑤技術職(土木)については、土木施工管理技士の資格を証するものの写し

⑥保育士・幼稚園教諭職については、保育士の資格及び幼稚園教諭の資格を証するものの写し

⑦消防職については、救急救命士の資格を証するものの写し及び運転免許証の写し

⑧心理師職、技術職(土木・建築)、保育士・幼稚園教諭職の必要資格を今年度取得見込みの場合は申込書の資格記載欄へ取得予定として記載すること。

※ 各資格証明書類の氏名(姓)に変更があった場合、戸籍抄本も添付すること

※受験票を後日送付します。受験票が令和元年8月14日(水)までに届かない場合は、直ちにご連絡ください。

6. 第一次試験当日の注意事項

- ①受験票は必ず持参してください。受験票がないと試験を受けることは出来ません。
- ②問題の解答は、HBの鉛筆を使用して解答用紙にマークする方式（マークシート方式）ですので、試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
- ③試験は午前10時に開始します。受付を済ませ午前9時45分までに所定の席についてください。出席点検、諸注意及び問題集等の配布を行います。なお、午前9時45分まで着席していない場合、受験できません。
- ④試験会場は公共施設であるため、屋外にある指定場所以外での喫煙は禁止です。
- ⑤試験会場入室後は携帯電話（PHS含む）、スマートフォン、腕時計型端末等の電子機器類はアラーム設定を解除した上で電源を切り身につけないこと。また、電子計算機、電子辞書等の使用は禁止します。
- ⑥天災時（暴風等）の対応
試験当日、台風襲来等で午前8時00分時点で暴風警報が発令されている場合、及びその他天災等により試験実施が困難と判断された場合は、第一次試験日を令和元年10月20日（日）に延期します。なお、集合時間・試験開始時間についての変更はありませんが、試験会場については変更になる可能性があります。試験日程等にかかる緊急連絡は、宮古島市ホームページ（職員採用試験のお知らせ）に掲載します。

7. 職員採用候補者名簿への登載、採用の方法について

- ①最終合格者は、宮古島市職員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、任命権者が名簿に登載された者から採用者を決定します。名簿の有効期限は、原則として名簿登載の日（最終合格発表の日）から1年間です。
- ②卒業見込み、資格・免許取得見込みで受験し合格した者が、令和2年3月末日までに受験資格がみたらされなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。
- ③最終合格者は、採用予定者数よりも多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。
- ④採用予定者には令和2年1月中旬に採用内定通知書を送付いたします。

8. 給与について

採用時における給与は「宮古島市職員の給与に関する条例」及び「宮古島市職員の給与に関する規則」に基づき決定されます。

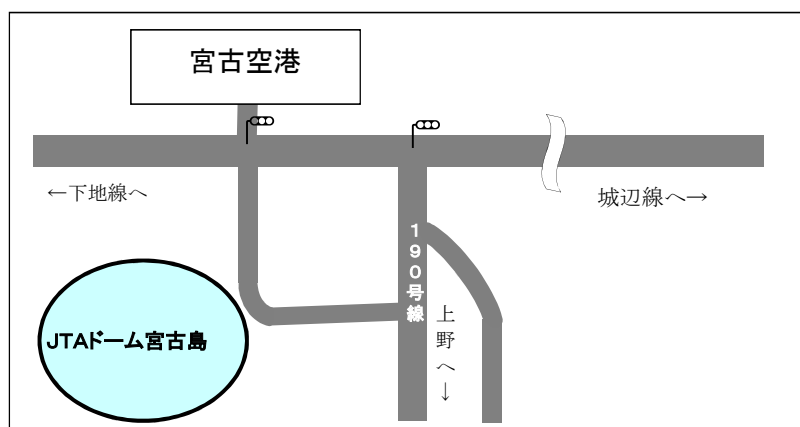
※試験区分及び学歴・職歴等を基に算定。ほか、期末手当や扶養手当・住居手当・通勤手当等が支給条件に応じて支給されます。

9. 試験会場案内図

※受験票が手元に届きましたら、試験会場までの経路を事前に確認してください。

宮古島市スポーツ観光交流拠点施設
（JTAドーム宮古島）

宮古島市平良字下里2511-35



【問い合わせ先】

〒906-8501 宮古島市平良字西里186番地
宮古島市役所総務部総務課人事研修係
TEL 0980-72-3751（代表）